

計画編

変更前（意見公募時）

〇市域の景観構造をなす骨格景観\*において、良好な都市景観形成のため重要なものと位置づけられる景観資源については、整備や保全、活用などの取り組みが進んでいます。

※骨格景観：拠点景観・軸景観・地区景観で構成される。

骨格景観		10年間の主だった変化や取り組み
拠点景観	自然系	<ul style="list-style-type: none"> <li>ランドマークとなる景観資源に大きな変化はありません。</li> <li>春日町ヒメボタル特別緑地保全地区の都市計画決定</li> <li>文化芸術センターや庄内コラボセンター（ショコラ）の整備</li> <li>史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷保存活用計画の策定</li> <li>名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画の策定 等</li> </ul>
	まちなみ系	
	歴史・文化系	
軸景観	緑地軸・親水軸・眺望軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道のまちなみの移り変わりや、建物の高層化などにより一定の眺望の変化がみられます。</li> <li>穂積菰江線のポケットパーク設置や街路樹の整備 等</li> </ul>
	街路景観軸	
地区景観	住宅のまちなみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模団地や商業施設の建て替えなどによるまちなみの変化がみられます。</li> <li>都市景観形成推進地区の指定</li> <li>服部天神駅前における駅前広場の整備（事業中）</li> <li>南部地区の防災街区整備地区計画や住環境整備計画に基づく災害に強いまちづくり</li> <li>クリーンランドの再整備 等</li> </ul>
	都市の顔のまちなみ	
	地域の顔のまちなみ	
	複合機能のまちなみ	
	工場・倉庫のまちなみ	
	自然のまちなみ	



春日町ヒメボタル特別緑地保全地区



文化芸術センター



庄内コラボセンター「ショコラ」



史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷



穂積菰江線



SENrito

また、市内の特に優れた景観スポットを集めた「とよなか百景」の変化については、平成 29 年度（2017 年度）にリニューアルを行った際に、既に無くなっていたり、著しく変化しているため廃止したものが 3 件ありましたが、隣接しているスポットの統合を 7 件行ったうえで、新たな景観スポットとして 10 件を追加し、現在にいたります。

変更後

〇市域の景観構造をなす骨格景観\*において、良好な都市景観形成のため重要なものと位置づけられる景観資源については、整備や保全、活用などの取り組みが進んでいます。

※骨格景観：拠点景観・軸景観・地区景観で構成される。

骨格景観		10年間の主だった変化や取り組み
拠点景観	自然系	<ul style="list-style-type: none"> <li>ランドマークとなる景観資源に大きな変化はありません。</li> <li>春日町ヒメボタル特別緑地保全地区の都市計画決定</li> <li>文化芸術センターや庄内コラボセンター（ショコラ）の整備</li> <li>史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷保存活用計画の策定</li> <li>名勝西山氏庭園（青龍庭）保存活用計画の策定 等</li> </ul>
	まちなみ系	
	歴史・文化系	
軸景観	緑地軸・親水軸・眺望軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿道のまちなみの移り変わりや、建物の高層化などにより一定の眺望の変化がみられます。</li> <li>穂積菰江線のポケットパーク設置や街路樹の整備 等</li> </ul>
	街路景観軸	
地区景観	住宅のまちなみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模団地や商業施設の建て替えなどによるまちなみの変化がみられます。</li> <li>都市景観形成推進地区の指定</li> <li>服部天神駅前における駅前広場の整備（事業中）</li> <li>南部地区の防災街区整備地区計画や住環境整備計画に基づく災害に強いまちづくり</li> <li>クリーンランドの再整備 等</li> </ul>
	都市の顔のまちなみ	
	地域の顔のまちなみ	
	複合機能のまちなみ	
	工場・倉庫のまちなみ	
	自然のまちなみ	



春日町ヒメボタル特別緑地保全地区



文化芸術センター



庄内コラボセンター「ショコラ」



史跡春日大社南郷目代今西氏屋敷



穂積菰江線



SENrito

市内の特に優れた景観スポットを集めた「とよなか百景」の変化については、平成 29 年（2017 年度）にリニューアルを行った際に、既に無くなっていたり、著しく変化しているため廃止したものが 3 件ありましたが、隣接しているスポットの統合を 7 件行ったうえで、新たな景観スポットとして 10 件を追加し、現在にいたります。また、都市景観条例に基づく都市景観形成建築物等については、新たに令和 2 年度に渡場のクスノキを指定しました。一方で、指定していた建築物 1 件について、建物の老朽化のため一部が解体されています。

第2期推進編

変更前（意見公募時）

変更後

(2)「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」策定の基本的な考え方

第2期においては、第1期の評価や課題をふまえ、さらに一層の推進に取り組むことを基本とし、社会環境の変化への柔軟な対応を見据えながら、さらなる都市景観形成の推進に向けた具体的なプログラムや達成目標を設定します。

さらに、第1期の取り組みについても、その効果を維持・向上させるためには継続的に実施することが重要なものもあるため、必要に応じて見直しを行いながら継続することとします。

また近年、急速に進むデジタル社会への対応とともに、SDGs（持続可能な開発目標）<sup>\*</sup>の達成に関する視点をもって、取り組みを進めることとします。

※SDGsとは、世界をよりよいものとするために、令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標として、平成27年（2015年）の国連サミットで定められたもので、本計画に関連があるものは次の4つです。

目標4 [教育]      目標11 [持続可能な都市]      目標15 [陸上資源]      目標17 [実施手段]



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

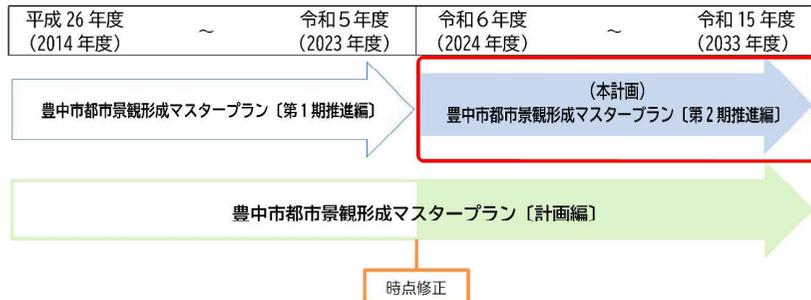
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) 目標年次

本計画の目標年次は令和6年度（2024年度）から10年後の令和15年度（2033年度）とし、毎年度取り組み状況を検証しながら、必要に応じて課題や状況に応じた柔軟な取り組みができるよう、適宜見直しをしていくものとします。



(2)「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」策定の基本的な考え方

第2期においては、第1期の評価や課題をふまえ、さらに一層の推進に取り組むことを基本とし、社会環境の変化への柔軟な対応を見据えながら、さらなる都市景観形成の推進に向けた具体的なプログラムや達成目標を設定します。

さらに、第1期の取り組みについても、その効果を維持・向上させるためには継続的に実施することが重要なものもあるため、必要に応じて見直しを行いながら継続することとします。

また近年、急速に進むデジタル社会への対応とともに、SDGs（持続可能な開発目標）<sup>\*</sup>の達成に関する視点をもって、取り組みを進めることとします。

※SDGsとは、世界をよりよいものとするために、令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標として、平成27年（2015年）の国連サミットで定められたもので、本計画に関連があるものは次の5つです。

目標4

目標11

目標12

目標15

目標17



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

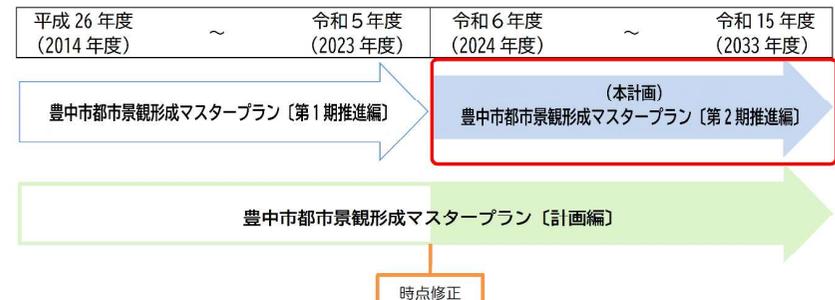
持続可能な生産消費形態を確保する

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) 目標年次

本計画の目標年次は令和6年度（2024年度）から10年後の令和15年度（2033年度）とし、毎年度取り組み状況を検証しながら、必要に応じて課題や状況に応じた柔軟な取り組みができるよう、適宜見直しをしていくものとします。



第2期推進編

変更前（意見公募時）

■第1期の10年間の取り組み実績、評価、課題及び第2期の対応

推進施策の方向	推進施策	10年間の取り組み	評価	課題	第2期の対応
市民、事業者等の意見を積極的に取り入れる	重点的取り組み 景観まちづくりの共有	好感の持てる景観資源の収集 都市デザイン賞、まちのみ市民賞、よなか百景のリニューアル、都市景観形成建築物の指定の実施 好感の持てる景観資源の発信 都市デザイン賞、まちのみ市民賞の展覧会、表彰式典、受賞作品パネル展等の実施、「よなか百景」「よなかまちづくり手帳」の発行 景観資源の共有 まち歩きの実践（「まちあるきマップ」「移動道迷どころ」の発行・配布、「景観スポット再発見スケッチ講座」「よなか百景モバイルスタンプラリー」の実施、「景観めぐらんマップ」のホームページの公開）	達成目標に設定した取り組みは全て実施し、市の景観資源についてイベントなどを進めて、多くの市民・事業者等に発信ができた。 共有に向けた市発の取り組みは一定達成できたといえるが、共有の広がりが見えない（知ってもらうことがゴールではない）。	目的、目的的に取り組む都市景観形成を進めるためには、市民・事業者等に発信ができた。共有に向けた市発の取り組みは一定達成できたといえるが、共有の広がりが見えない（知ってもらうことがゴールではない）。	都市景観形成において重要な役割をもつ市民等の参加向上を図るため、既存の取り組みの見直しや新たな取り組みを効果的に実施する。
景観形成に取り組む市民を呼び寄せる	重点的取り組み 景観スタイリストの支援	好感を楽しむ景観スタイリストの育成 NPOとの連携事業によるまちあるきマップの作成、子ども向けプログラムの検討、景観学習教材、まちのみづくりの手引きなど各世代を対象とした啓発資料を作成 共感の輪を広げる景観スタイリストの育成 景観セミナーの開催、小学生を対象とした景観学習の実施 景観スタイリストの活動支援 中高生対象の「景観スポットまちあるき」の実践、「発見！よなか景観スケッチブック」「よなか景観まちあるきブック」の発行、美化活動などの地元組織への協賛実施	達成目標に設定した取り組みは全て実施し、小学生から中高生の若い世代に景観への意識、関心を喚起するとともに、市の景観資源について、理解を深めたものとなった。 イベント後においても景観への意識、関心が持続しているかが見えない。	景観スタイリストの育成には、イベント参加で一時的な意識啓蒙に終わらないよう、景観スタイリストとして景観への意識、関心を持つだけで終わらず、意識・関心が持続する取り組みが必要。 各取り組みの効果を把握するしくみが必要。	イベント参加で一時的な意識啓蒙に終わらないよう、景観スタイリストとして景観への意識、関心を持つだけで終わらず、意識・関心が持続する取り組みを構築する。 各取り組みの効果を把握するしくみを構築する。
地域の景観まちづくりを推進する	重点的取り組み 重点的エリアの景観形成の推進	市民や事業者等が参画する取り組み 意識の育成 景観まちづくりに取り組む団体への出前講座の実施、関係事業者への景観ルール策定の働きかけ 地域の景観まちづくりの支援 取り組みの立ち上げ期や取り組みの具体化に向けた活動への助成、相談業務、経費補助、計画業務支援の実施 景観形成に関するルールの担保 都市景観形成推進地区の指定を5地区で実施 市が先導する取り組み 市からの働きかけ 地権者等に対して景観形成ルール策定について働きかけ 計画の検討と協議・調整 景観形成ルールの策定を成し、地権者等と協議・調整 景観形成に関するルールの担保 都市景観形成推進地区の指定を2地区で実施	達成目標に設定した取り組みを全て実施し、目標に掲げた3地区を大きく上回る7地区において都市景観形成推進地区の指定を行い、重点的な地区は合計9地区となった。 景観まちづくりルールを検討する地区に対しては、引き続き支援を行う必要がある。 都市景観形成推進地区の指定が進み、指定から時間が経過してきており、ルールが有効に機能しているか効果や課題の把握に努める必要がある。	景観まちづくりルールを検討する地区に対しては、引き続き支援を行う必要がある。 都市景観形成推進地区の指定が進み、指定から時間が経過してきており、ルールが有効に機能しているか効果や課題の把握に努める必要がある。	景観まちづくりルールを策定する地区に対して、引き続き必要な支援を行う。 既存の重点的な地区における状況把握を行い、有効な景観形成を進めるため、必要に応じて改定や支援を行う。
普遍的取り組み	PR・啓発 事業・計画 推進体制	PR・啓発 広報誌、ホームページでの情報提供、出前講座や景観セミナー等の継続実施、デザイン協議の活用 事業・計画 景観形成に向けた建築物等の規制誘導、法制度を活用した景観資源保全、良好な景観を創出・形成する事業の実施、市民との協働による景観形成の実践 推進体制 関係部、局・府・近隣自治体、専門家団体、市民活動団体と連携	継続的なPR・啓発、建築物等の規制誘導などを着実に実施し、景観の質的向上を推進した。 市内内外の関連部署や関係団体と連携し、効果的な景観施策を展開・実施した。	PR・啓発や規制誘導などを引き続き着実に実施していき必要がある。 景観まちづくりを総合的に取り組むためには、引き続き関連部署や団体との連携が重要。	引き続き、取り組みを継続していくとともに、デジタル化等により効率化、効果的な手法により取り組む。

4

5



変更後

■第1期の10年間の取り組み実績、評価、課題及び第2期の対応

推進施策の方向	推進施策	10年間の取り組み	評価	課題	第2期の対応
市民、事業者等の意見を積極的に取り入れる	重点的取り組み 景観まちづくりの共有	好感の持てる景観資源の収集 都市デザイン賞、まちのみ市民賞、よなか百景のリニューアル、都市景観形成建築物の指定の実施 好感の持てる景観資源の発信 都市デザイン賞、まちのみ市民賞の展覧会、表彰式典、受賞作品パネル展等の実施、「よなか百景」「よなかまちづくり手帳」の発行 景観資源の共有 まち歩きの実践（「まちあるきマップ」「移動道迷どころ」の発行・配布、「景観スポット再発見スケッチ講座」「よなか百景モバイルスタンプラリー」の実施、「景観めぐらんマップ」のホームページの公開）	達成目標に設定した取り組みは全て実施し、市の景観資源についてイベントなどを進めて、多くの市民・事業者等に発信ができた。 共有に向けた市発の取り組みは一定達成できたといえるが、共有の広がりが見えない（知ってもらうことがゴールではない）。	目的、目的的に取り組む都市景観形成を進めるためには、市民・事業者等に発信ができた。共有に向けた市発の取り組みは一定達成できたといえるが、共有の広がりが見えない（知ってもらうことがゴールではない）。	都市景観形成において重要な役割をもつ市民等の参加向上を図るため、既存の取り組みの見直しや新たな取り組みを効果的に実施する。
景観形成に取り組む市民を呼び寄せる	重点的取り組み 景観スタイリストの支援	好感を楽しむ景観スタイリストの育成 NPOとの協働事業によるまちあるきマップの作成、子ども向けプログラムの検討、景観学習教材、まちのみづくりの手引きなど各世代を対象とした啓発資料を作成 共感の輪を広げる景観スタイリストの育成 景観セミナーの開催、小学生を対象とした景観学習の実施 景観スタイリストの活動支援 中高生対象の「景観スポットまちあるき」の実践、「発見！よなか景観スケッチブック」「よなか景観まちあるきブック」の発行、美化活動などの地元組織への協賛実施	達成目標に設定した取り組みは全て実施し、小学生から中高生の若い世代に景観への意識、関心を喚起するとともに、市の景観資源について、理解を深めたものとなった。 イベント後においても景観への意識、関心が持続しているかが見えない。	景観スタイリストの育成には、イベント参加で一時的な意識啓蒙に終わらないよう、景観スタイリストとして景観への意識、関心を持つだけで終わらず、意識・関心が持続する取り組みが必要。 各取り組みの効果を把握するしくみが必要。	イベント参加で一時的な意識啓蒙に終わらないよう、景観スタイリストとして景観への意識、関心を持つだけで終わらず、意識・関心が持続する取り組みを構築する。 各取り組みの効果を把握するしくみを構築する。
地域の景観まちづくりを推進する	重点的取り組み 重点的エリアの景観形成の推進	市民や事業者等が参画する取り組み 意識の育成 景観まちづくりに取り組む団体への出前講座の実施、関係事業者への景観ルール策定の働きかけ 地域の景観まちづくりの支援 取り組みの立ち上げ期や取り組みの具体化に向けた活動への助成、相談業務、経費補助、計画業務支援の実施 景観形成に関するルールの担保 都市景観形成推進地区の指定を5地区で実施 市が先導する取り組み 市からの働きかけ 地権者等に対して景観形成ルール策定について働きかけ 計画の検討と協議・調整 景観形成ルールの策定を成し、地権者等と協議・調整 景観形成に関するルールの担保 都市景観形成推進地区の指定を2地区で実施	達成目標に設定した取り組みを全て実施し、目標に掲げた3地区を大きく上回る7地区において都市景観形成推進地区の指定を行い、重点的な地区は合計9地区となった。 景観まちづくりルールを検討する地区に対しては、引き続き支援を行う必要がある。 都市景観形成推進地区の指定が進み、指定から時間が経過してきており、ルールが有効に機能しているか効果や課題の把握に努める必要がある。	景観まちづくりルールを検討する地区に対しては、引き続き支援を行う必要がある。 都市景観形成推進地区の指定が進み、指定から時間が経過してきており、ルールが有効に機能しているか効果や課題の把握に努める必要がある。	景観まちづくりルールを策定する地区に対して、引き続き必要な支援を行う。 既存の重点的な地区における状況把握を行い、有効な景観形成を進めるため、必要に応じて改定や支援を行う。
普遍的取り組み	PR・啓発 事業・計画 推進体制	PR・啓発 広報誌、ホームページでの情報提供、出前講座や景観セミナー等の継続実施、デザイン協議の活用 事業・計画 景観形成に向けた建築物等の規制誘導、法制度を活用した景観資源保全、良好な景観を創出・形成する事業の実施、市民との協働による景観形成の実践 推進体制 関係部、局・府・近隣自治体、専門家団体、市民活動団体と連携	継続的なPR・啓発、建築物等の規制誘導などを着実に実施し、景観の質的向上を推進した。 市内内外の関連部署や関係団体と連携し、効果的な景観施策を展開・実施した。	PR・啓発や規制誘導などを引き続き着実に実施していき必要がある。 景観まちづくりを総合的に取り組むためには、引き続き関連部署や団体との連携が重要。	引き続き、取り組みを継続していくとともに、デジタル化等により効率化、効果的な手法により取り組む。

4

5



変更前（意見公募時）

2. 普遍的取り組み

景観形成に関わる普遍的な取り組みとして、以下の施策を進めていきます。また、電子申請システムの活用や web 会議等の技術を活用して、各施策における対象ニーズに対する利便性の向上や、効率化を図ります。

(1) PR・啓発

○景観形成に関する情報提供や各種計画のPR

広報誌やホームページ等を用いて、景観に関する情報提供や各種計画のPRを行います。

（主な施策・事業）

- ・都市景観形成マスタープラン計画編・推進編の普及
- ・広報とよなかでの特集記事、定期的情報提供
- ・ホームページでの普遍的情報提供 等

○啓発事業の実施

市民・事業者の景観に関する意識向上、景観に関する情報提供等を目的に啓発事業を実施します。

（主な施策・事業）

- ・出前講座の実施
- ・景観セミナーの実施
- ・都市デザイン賞の実施
- ・都市景観デザイン相談の開催 等

(2) 事業・計画

○市街地の景観の質の向上をめざした建築物等の規制誘導

景観に与える影響の大きな一定規模以上の建築物等や開発行為、屋外広告物については、啓発はもとより、法・条例に基づく規制誘導を行うほか、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を行います。

（主な施策・事業）

- ・景観配慮指針に基づく助言・指導
- ・景観計画による大規模建築物等の規制誘導
- ・豊中市屋外広告物条例による屋外広告物の規制誘導
- ・都市デザインアドバイザーによる助言
- ・環境配慮指針に基づく助言・指導 等

○景観資源の保全

地域の景観を構成する重要な要素となっている景観資源については、所有者等の意向を確認しながら景観重要建造物・景観重要樹木、都市景観形成建築物等の指定や文化財関連制度、都市緑地法の制度等を活用して保全に努めます。

（主な施策・事業）

- ・景観法に基づく制度の活用（景観重要建造物、景観重要樹木）
- ・豊中市都市景観条例に基づく制度の活用（都市景観形成建築物等）
- ・文化財関連制度の活用（指定文化財、登録文化財）
- ・環境の保全等の推進に関する条例に基づく制度の活用（保護樹木・保護樹林）
- ・都市計画緑地の指定 等

変更後

2. 普遍的取り組み

景観形成に関わる普遍的な取り組みとして、以下の施策を進めていきます。また、電子申請システムの活用や web 会議等の技術を活用して、各施策における対象ニーズに対する利便性の向上や、効率化を図ります。

(1) PR・啓発

○景観形成に関する情報提供や各種計画のPR

広報誌やホームページ等を用いて、景観に関する情報提供や各種計画のPRを行います。

（主な施策・事業）

- ・都市景観形成マスタープラン計画編・推進編の普及
- ・広報とよなかでの特集記事、定期的情報提供
- ・ホームページでの普遍的情報提供 等

○啓発事業の実施

市民・事業者の景観に関する意識向上、景観に関する情報提供等を目的に啓発事業を実施します。

（主な施策・事業）

- ・出前講座の実施
- ・景観セミナーの実施
- ・都市デザイン賞の実施
- ・都市景観デザイン相談の開催 等

(2) 事業・計画

○市街地の景観の質の向上をめざした建築物等の規制誘導

景観に与える影響の大きな一定規模以上の建築物等や開発行為、屋外広告物については、啓発はもとより、法・条例に基づく規制誘導を行うほか、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を行います。

（主な施策・事業）

- ・景観配慮指針に基づく助言・指導
- ・景観計画による大規模建築物等の規制誘導
- ・豊中市屋外広告物条例による屋外広告物の規制誘導
- ・都市デザインアドバイザーによる助言
- ・環境配慮指針に基づく助言・指導 等

○景観資源の保全

地域の景観を構成する重要な要素となっている景観資源については、所有者等の意向を確認しながら、景観重要建造物・景観重要樹木、都市景観形成建築物等の指定、文化財関連や都市緑地法等の制度を、必要な検証や見直しを行いながら有効に活用し、保全に努めます。

（主な施策・事業）

- ・景観法に基づく制度の活用（景観重要建造物、景観重要樹木）
- ・豊中市都市景観条例に基づく制度の活用（都市景観形成建築物等）
- ・文化財関連制度の活用（指定文化財、登録文化財）
- ・環境の保全等の推進に関する条例に基づく制度の活用（保護樹木・保護樹林）
- ・都市計画緑地の指定 等